

09389P-00



社労士 よくわかる



合格テキスト

9 厚生年金保険法

TAC社会保険労務士講座編著

社労士試験に

本気で合格するための



最強の科目別テキスト

- ▶ 条文ベースの本文でしっかり理解できる!
- ▶ 試験に出るポイントがスッキリ見やすくわかりやすい!
- ▶ 豊富な例題で得点力を磨く!



最新の
改正情報は
Web順次
で公開!

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

ここ最近の社労士試験の出題傾向をみてみると、選択式については、年度により難易度に変動はあるものの、「覚えた事柄から単純・反射的に選ぶ性質の問題」から「知識をフル活用して推測しつつ、選択語群の語句を消去法で絞り込まないと正解を選べない高度な問題」まで出題内容が多岐にわたっています。単にテキスト中の語句や数字等を記憶しているだけでは、すべての科目において基準点（3点）をクリアするための得点ができるとは言えない試験になってきているといえます。

また、択一式については、「組合せ問題」と「正解の個数問題」という出題形式は定着しており、とくに「正解の個数問題」については、1問にかける時間が長くなるため、非常に負荷が高くなっています。事例形式の問題も増え、「実務と直結した内容の出題を。」という意図も感じられるようになっています。

これらの傾向に対応するためには、素早く確実に出題の意図を読み取り判断していく能力が求められるので、基本事項の反復を徹底し、早い時期にそのレベルでの対策を仕上げておき、時間的に余裕をもって応用問題等の細かい知識の対応に時間を割けるようにしておくことが必要でしょう。

本書は、社労士試験に確実に合格するための「本格学習テキスト」というコンセプトをもっており、条文や通達、判例など、多くの情報を、社労士本試験問題を解く際に使いやすいよう、コンパクトにまとめています。

今回の改訂では、直近の法改正事項に対応するために本文内容の加筆・修正を行い、直近の本試験の出題傾向にも対応できるよう内容の見直しも行いました。

本書を利用したみなさんが、社労士試験に合格されることを、TAC社会保険労務士講座一同、願ってやみません。

令和3年2月吉日
TAC社会保険労務士講座

法改正ポイント 講義

ここでは、2021(令和3)年度の社労士本試験に関連する、主要な法改正内容を紹介していきます。まずは、法改正内容の概要をつかんでおきましょう。詳細は、テキスト本文でじっくり学習していきましょう。

● 標準報酬月額の等級区分の見直し

【令和2年9月1日施行】

厚生年金保険の標準報酬月額の等級区分について、従来の最高等級であった第31級(620,000円)の上に、第32級(650,000円)が追加されました。

標準報酬月額等級	標準報酬月額
...	...
第31級	620,000円
第32級	650,000円

→ 改正により新設

▲ 第3章第1節で詳しく学びます。

● 日本年金機構の調査権限の整備

【令和2年6月25日施行】

従来は、厚生年金保険法第100条に基づく立入検査等は、適用事業所のみが対象とされていましたが、改正により、「適用事業所であると認められる事業所」についても、対象に加わりました。

これにより、厚生労働大臣(日本年金機構)は、厚生年金保険を適用すべき事業所であるにもかかわらず、その適用を受けていない事業所(未適用事業所)に対しても、法的権限に基づく立入検査等を行うことができるようになりました。

改正前	改正後
第100条 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、 <u>事業主</u> に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	第100条 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、適用事業所若しくは適用事業所であると認められる事業所の事業主又は任意単独被保険者に係る同意をした事業主(「適用事業所等の事業主」という。)に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。



第9章で詳しく学びます。

本書の構成

本書は本試験で確実に合格できるだけの得点力を養うことに重点を置き、試験対策において必要とされる知識を整理、体系化して理解することができるよう構成しています。

囲み条文

選択式試験で狙われやすい条文等を囲んでいます。記載内容の重要度は★の数で表しており、★★★のものは、必ず確認しておきましょう。赤字は過去の本試験で論点となったキーワードや、これから出題が予想される重要な語句です。それ以外の重要な語句は黒太字にしています。

第1章 総 則

重要度

A、B、Cの3段階です。

A 試験頻出・改正点等の重要な事項。必ずおさえる。

B 頻出箇所ではないが、おさえておきたい。合否の分かれ目。

C A、Bを優先とし、余裕があれば、見ておく。

1

目的、権限の委任等

1 目的 (法1条) A

厚生年金保険法は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。H30-7D

沿革

厚生年金保険法は、工場の男子労働者を対象として昭和16（1941）年に制定、昭和17（1942）年から施行された労働者年金保険法を、昭和19（1944）年に女子及び一般職員をも対象として、厚生年金保険法に改称するかたちで制定された法律である。

多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度を目指す平成24年2月17日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、被用者年金制度については、公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者・公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、厚生年金保険制度に統一することとされた（平成27年10月1日施行）。

Check Point!

厚生年金保険法の保険給付は、業務上外を問わず行われる。

趣旨・沿革・概要

条文等の趣旨、沿革、概要をまとめています。難解な条文等も、ここを読み込めばスムーズに理解できます。

Check Point!

本試験頻出事項などを箇条書きでまとめています。

問題チェック

過去の本試験問題から典型的な出題パターンを知るのに最適な問題をピックアップしています。確かな得点力を養うことができます。

- 下線: 問題のポイントになる論点には、下線を引いています。下線の引かれている箇所に注意しながらテキストを読み込むことで、日頃から問題文を「正しく」読む習慣をつけることができます。

参考

(被保険者及び被保険者であった者に対する情報の提供等)

- 厚生労働大臣**は、被保険者及び被保険者であった者に対し、必要に応じ、年金たる保険給付を受ける権利の裁定の請求に係る手続に関する情報を提供するとともに、当該裁定を請求することの勧奨を行うものとする。

- 厚生労働大臣**は、1.の規定による情報の提供及び勧奨を適切に行うため、被保険者であつた者その他の関係者及び関係機関に対し、被保険者であつた者に係る氏名、住所その他他の事項について情報の提供を求めることができる。(則128条)

【補足】

年金の裁定請求の請求漏れを防止するため、厚生労働大臣は、被保険者及び被保険者であつた者に対し、裁定請求の手続に係る情報の提供及び当該手続を行うことの勧奨を行うものとすること等が規定された(平成25年4月1日施行)。

(保険給付に関する通知)

厚生労働大臣は、保険給付又は脱退一時金に関する処分を行ったときは、速やかに、文書での内容を、請求者又は受給権者に通知しなければならない。**H22-6E** (則82条1項)

(裁定)

保険給付を受ける権利の裁定は、給付額の計算、障害認定等を含むものである。(昭和29.8.11保発66号)

問題チェック H22-7E

老齢厚生年金の受給権を有する65歳以上の遺族厚生年金の受給権者が、当該遺族厚生年金の裁定請求を行う場合には、厚生労働大臣は、当該受給権者に対し、老齢厚生年金の裁定の請求を求めることがあります。

解答 ○

則60条の3、平成19.3.22府保発0322001号

老齢厚生年金の受給権を有する65歳以上の遺族厚生年金の受給権者については、老齢厚生年金を優先的に受給させ、遺族厚生年金の額のうち老齢厚生年金の年金額(加給年金額を除く。)に相当する部分の支給を停止する仕組みとなっているため、設問の規定が設けられている。

参考

本文に関連する通達、判例等をまとめています。補足的な内容でもあるため、まずは本文を優先して読んでいきましょう。

各種アイコン

●過去問番号 H26-1D

過去10年分の本試験出題実績です。

●改正

直近の改正点です。

巻末資料編について

過去の本試験での出題実績こそ少ないものの、今後も出題可能性があるものを巻末資料編としてまとめています。まずは本文の学習を優先したうえで、余裕がある方は読み込んでおいてください。

本書の効果的な活用法

「よくわかる社労士」シリーズは、社労士試験の完全合格を実現するための、実践的シリーズです。条文ベースの学習を通して、本試験問題への対応力をスムーズにつけていくことができます。

◎よくわかる社労士シリーズ

『合格テキスト』全10冊+別冊



『合格するための過去10年本試験問題集』全4冊



『合格テキスト』をご利用いただく際は、常に姉妹書『合格するための過去10年本試験問題集』の内容を引き合わせながら使用すると、学習効果が倍増します。

- ・この問題文の論点は何か？
- ・この問題文の正誤を判断するために必要な要素は何か？
- ・この問題文の空欄には選択語群のうち、どうしてその語句等が適当とされるのか？

を考えながら、本書を精読することで皆さんの受験勉強が「単に記憶する作業」から「問題文を比較考量して正解を選んでいく行動」へ変化していきます。

本書を最大限に活用して、「確実に合格ラインをこえる解答能力をつけて合格する」という能動的な学習スタイルを身につけていきましょう。

◎よくわかる社労士シリーズを活用した学習法

①まず、『合格するための過去10年本試験問題集』で、試験問題に目を通す。

Check Point!

- どんな問題文かをざっくりつかむことを意識する。
- 解けなくても気にしない！



②『合格テキスト』を科目ごとに読み込む。

Check Point!

● 「過去問番号」が登場する都度、『合格するための過去10年本試験問題集』で該当問題を確認！

本文の記載内容が、本試験でどのように出題されているかを同時並行で確認することができます。

● 論点を過去問番号の横に、一言で簡潔にメモ！

テキストの記載内容を自分の知識に落とし込むには、この方法がとても効果的です。この書き込みを見れば問題文がなんとなく思い浮かぶようになると、解答力が格段にアップします。



によって決定すべきもので、
となく一つの事業とし、場所
業とすること。
は、原則としてそれぞれ別個の
「場所もしくは役職」
が決定しない。X
にする部門が存する場合に、
労働者、労務管理等が明確に区
定めることによって労働基準

こうして全科目、ていねいに学習をしていけば、問題がスラスラ解けるようになる知識が身につきます。本シリーズをフル活用して、合格の栄冠を勝ち取っていきましょう。

本試験の傾向

過去10年間の出題項目は、次のようにになっています。★が選択式試験、☆が択一式試験となっています。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
目的、権限の委任等		☆						☆	★	☆
適用事業所			☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
当然被保険者等	☆		☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆
任意単独被保険者		☆			☆					☆
高齢任意加入被保険者		☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆	
資格の得喪の確認・期間計算等			★			☆	☆	☆		
届出等	☆		★☆		☆		☆	☆	☆	☆
年金手帳等		☆			☆			☆		★★☆
標準報酬・定義	☆						☆	☆		☆
標準報酬月額	☆								☆	
標準報酬月額の決定・改定	☆	☆					☆	☆	☆	
養育期間中の標準報酬月額の特例				☆ ^{※1}	☆		☆	★☆		
標準賞与額		☆					☆			
国庫負担					☆		★			
保険料	☆	☆	☆			☆	☆	★☆	★☆	☆
保険給付の種類及び裁定等										
老本 齢來 厚生 年金	支給要件等及び失権		☆					☆		☆
	年金額	★	☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆
	65歳以後の在職老齢年金(高在老)	☆	☆	☆	☆	☆	★☆	☆		
	支給の繰下げ・繰上げ	☆		☆	☆	☆	☆	☆		★
老特 齡厚 生給 年金	支給要件及び失権		☆		☆					
	支給開始年齢	☆	☆		★	☆	☆		☆	
	年金額	☆			★					
	65歳未満の在職老齢年金(低在老)		☆	☆		☆				☆
	失業等給付との調整	☆	☆		☆	☆		☆	☆	
	繰上げ支給の老齢基礎年金との調整						☆	☆		

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
障害厚生年金等	支給要件等	☆		☆	☆		☆	☆	☆	☆
	併合認定	☆				☆		☆	☆	
	年金額	☆	☆	☆		☆	☆	☆	☆	☆
	支給停止及び失権					☆	☆		☆	☆
	障害手当金	☆		☆		☆	☆	☆	☆	☆
遺族厚生年金等	支給要件等	☆		☆		☆	☆	☆	☆	☆
	年金額				☆	☆	☆	★☆	☆	☆
	支給停止等	☆	☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆
	失権	☆	☆		☆	☆		☆		☆
	脱退一時金及び 脱退手当金等		☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆
厚生年金保険事業の財政									★	
年金額及び年金額の改定	☆							☆		
支給期間等	☆	☆		☆	☆	☆		☆	☆	☆
内払処理・充当処理	☆		☆	★						
併給調整	☆	☆		☆		☆		☆		☆
給付制限等					☆		☆	☆	☆	☆
合意分割の請求等					☆		★☆			★
合意分割の効果		☆			☆	☆	☆			
3号分割の請求				☆		☆	★☆	☆	☆	☆
積立金				★				★		
厚生年金保険事業の運営改善に 関する規定					★			☆		
不服申立て						☆	☆			☆
時効等	☆	☆					☆	☆		
雑則・罰則		☆					☆	☆		
存続厚生年金基金										
存続連合会										
存続厚生年金基金に適用する 改正前厚年法 ^{※2}	☆	★	☆							

※ 1 健康保険法からの出題

※ 2 卷末資料編第 10 章①参照

目 次

はじめに / iii

本書の構成 / iv 本書の効果的な活用法 / vi

本試験の傾向 / viii

第1章 総 則 / 1

1	目的、権限の委任等	2
①	目的 	2
②	管掌 	3
③	実施機関 	3
④	権限の委任等 	6
⑤	機構が行う滞納処分に係る認可等 	7
⑥	財務大臣への権限の委任 	8
⑦	地方厚生局長等への権限の委任 	10
⑧	定義 	11
2	適用事業所	12
①	強制適用事業所 	12
②	任意適用事業所 	14
③	一括適用事業所 	16
④	適用事業所に関する届出 	17

第2章 被保険者等 / 23

1	当然被保険者等	24
①	種類 	24
②	当然被保険者 	24
③	適用除外－1 	26
④	適用除外－2 短時間労働者に対する適用 	27
⑤	資格の得喪 	34
⑥	70歳以上の使用される者（70歳以上被用者） 	37
2	任意単独被保険者	40
①	要件等 	40
②	資格の取得・喪失 	41
3	高齢任意加入被保険者	42
①	種類 	42
②	適用事業所以外の事業所に使用される高齢任意加入被保険者 	44
③	適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者 	45
4	資格の得喪の確認・期間計算等	48

① 資格得喪の確認	A	48
② 異なる被保険者の種別に係る資格の得喪	A	49
③ 期間計算	A	50
④ 種別変更	A	50
⑤ 坑内員又は船員であった期間の特例	A	51
5 届出等		53
① 届出等の義務	A	53
② 被保険者等に関する届出	A	55
③ 国会議員等となったときの支給停止の届出	A	59
④ 受給権者の届出	A	60
6 年金手帳等		65
① 年金手帳	B	65
② 記録	B	67
③ 訂正の請求等	A	68
④ 通知	B	70
⑤ 被保険者に対する情報の提供	A	71
⑥ 届出等の適用除外	A	72

第3章 標準報酬及び費用の負担 / 73

第1節 標準報酬 / 75

1 定義	76	
① 報酬及び賞与	A	76
2 標準報酬月額	78	
① 標準報酬月額等級表	A	78
② 等級区分の改定	A	79
3 標準報酬月額の決定・改定	81	
① 定時決定等	B	81
② 船員たる被保険者の標準報酬月額の特例	A	86
4 養育期間中の標準報酬月額の特例	87	
① 要件	A	87
5 標準賞与額	93	
① 標準賞与額の決定	A	93

第2節 費用の負担 / 95

1 国庫負担	96	
① 基礎年金拠出金の負担	A	96
② 事務費の国庫負担	A	96
③ 厚生労働大臣以外の実施機関に対する負担	B	96
2 保険料	97	

① 保険料	A	97
② 保険料の納付・免除等	A	99
③ 交付金等	B	105
④ 滞納に対する措置等	A	108

第4章 保険給付／113

第1節 保険給付の種類等／115

1 保険給付の種類及び裁定等		116
① 保険給付の種類	A	116
② 裁定	A	116
③ 2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例	A	117

第2節 本来の老齢厚生年金／119

1 支給要件等及び失権		120
① 新法対象者及び旧法対象者	A	120
② 老齢厚生年金の種類	C	121
③ 本来の老齢厚生年金の受給資格要件	A	121
④ 2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例	A	122
⑤ 失権	A	123
2 年金額		124
① 報酬比例部分の額	A	124
② 経過的加算額	A	129
③ 退職時改定等	A	130
④ 加給年金額	A	132
3 65歳以後の在職老齢年金（高在老）		139
① 要件	A	139
4 支給の繰下げ・繰上げ		144
① 老齢厚生年金の支給の繰下げ	A	144
② 老齢厚生年金の支給の繰上げ	A	150

第3節 特別支給の老齢厚生年金／155

1 支給要件及び失権		156
① 特別支給の老齢厚生年金の受給資格要件	A	156
② 2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例	A	158
③ 失権	A	158
2 支給開始年齢		159
① 原則の支給開始年齢	A	159
② 支給開始年齢の特例	A	164
3 年金額		170

① 定額部分の額	A	170
② 報酬比例部分の額	A	171
③ 加給年金額	A	171
4 65歳未満の在職老齢年金（低在老）		173
① 要件	A	173
5 失業等給付との調整		178
① 基本手当との調整	A	178
② 高年齢雇用継続給付との調整	A	182
③ 調整に係る手続	A	183
6 繰上げ支給の老齢基礎年金との調整		186
① 60歳から報酬比例部分と定額部分を合わせた特別支給の老齢厚生年金が支給される者	B	186
② 61歳ないし64歳から定額部分が加算される者	B	187
③ 60歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金が支給される者	A	188
		190
④ 61歳ないし64歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金が支給される者	A	191
⑤ 61歳ないし64歳から報酬比例部分と定額部分を合わせた特別支給の老齢厚生年金が支給される者	A	193

第4節 障害厚生年金等／199

1 支給要件等		200
① 新法対象者及び旧法対象者	A	200
② 一般的な障害厚生年金	A	200
③ 事後重症による障害厚生年金	A	203
④ 基準障害による障害厚生年金	A	204
⑤ 経過措置による障害厚生年金	B	206
2 併合認定		208
① 併合認定	A	208
② 一方が支給停止の場合の併合認定	A	209
3 年金額		212
① 基本金額等	A	212
② 加給年金額	A	215
③ 年金額の改定	A	217
4 支給停止及び失権		224
① 支給停止	A	224
② 失権	A	225
5 障害手当金		227
① 支給要件等	A	227
② 障害手当金の額	A	229

第5節 遺族厚生年金等／231

1 支給要件等	232
① 新法対象者及び旧法対象者 	232
② 死亡者の要件 	232
③ 遺族の範囲及び順位 	235
2 年金額	238
① 基本年金額 	238
② 加算額 	245
3 支給停止等	250
① 遺族補償による支給停止 	250
② 子に対する支給停止 	250
③ 配偶者に対する支給停止 	251
④ 夫、父母又は祖父母に対する支給停止 	251
⑤ 所在不明による支給停止 	252
4 失 権	253
① 共通の失権事由 	253
② 若年期の妻の失権事由 	254
③ 子又は孫の失権事由 	255
④ 父母、孫又は祖父母の失権事由 	256
5 脱退一時金及び脱退手当金等	257
① 脱退一時金 	257
② 脱退手当金 	261

第5章 厚生年金保険事業の財政・年金額の改定／265

1 厚生年金保険事業の財政	266
① 財政の現況及び見通しの作成 	266
② 調整期間 	267
③ 給付水準の下限 	269
2 年金額の改定	272
① 年金額の改定 	272
② 加給年金額等及び改定方法 	273

第6章 給付通則／279

1 支給期間等	280
① 支給期間、支払期月 	280
② 死亡の推定 	281
③ 未支給の保険給付 	282
④ 保険給付額の端数処理 	284
⑤ 受給権者の申出による支給停止 	285

⑥ 受給権の保護	A	286
2 内払処理・充当処理		288
① 内払処理	A	288
② 充当処理	A	289
3 併給調整		291
① 新法の年金給付間の調整	A	291
② 新法と旧法との間の併給調整	B	294
4 給付制限等		296
① 不正利得の徴収	A	296
② 給付制限	A	296
③ 一時差止め	A	299
④ 損害賠償との調整	A	299

第7章 合意分割・3号分割／301

第1節 合意分割の特例（離婚等をした場合における特例）／303

1 合意分割の請求等		304
① 合意分割の請求	A	304
② 按分割合の範囲の原則	A	308
③ 按分割合の範囲の特例	B	309
④ 当事者等への情報の提供等	A	310
⑤ 標準報酬の合意分割	A	312
2 合意分割の効果		315
① 効力の発生時期	A	315
② 離婚時みなし被保険者期間の取扱い	A	315
③ 老齢厚生年金の額の改定	A	317
④ 障害厚生年金の額の改定	A	318
⑤ 在職老齢年金における標準賞与額の取扱い	A	318

第2節 3号分割の特例

（被扶養配偶者である期間についての特例）／319

1 3号分割の請求		320
① 要件等	A	320
② 標準報酬の3号分割	A	324
③ 3号分割の効果	A	325
④ 合意分割・3号分割の比較	A	327

第8章 積立金・厚生年金保険事業の運営改善に関する規定／329

1 積立金

① 運用の目的と方法 A	330
② 運用職員の責務 B	332
2 厚生年金保険事業の運営改善に関する規定	333
① 厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための措置 A	333
第9章 不服申立て・時効・罰則等 / 335	
1 不服申立て	336
① 審査請求及び再審査請求 A	336
② 訴訟との関係 B	340
2 時効等	341
① 時効 A	341
② 時効の特例 B	342
3 雜則・罰則	344
① 戸籍事項の無料証明 B	344
② 受給権者に関する調査 B	344
③ 資料の提供 B	345
④ 事業主の責務 A	346
⑤ 罰則 B	347
第10章 存続厚生年金基金及び存続連合会 / 351	
1 存続厚生年金基金	352
① 概要 C	352
② 存続厚生年金基金 C	354
③ 代行割れを未然に防ぐための措置 C	355
④ 解散存続基金の残余財産の確定給付企業年金等への交付 C	357
2 存続連合会	359
① 企業年金連合会の存続 C	359
② 存続連合会の解散等 C	360
資料編 / 363	
第1章 総 則 / 364	
① 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任	364
② 機構への事務の委託	365
③ 船員法第1条に規定する船員	367
第2章 被保険者等 / 368	
① 「4要件・1月当たりの報酬」の額	368
② 4分の3以上代表者	368
③ 過半数代表者	368
④ 被保険者の種別	369

⑤ 老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの (高齢任意加入被保険者)	369
⑥ 坑内員又は船員であった期間の特例	370
第3章 標準報酬及び費用の負担／371	
① 基礎年金国庫負担割合の引上げについて	371
第4章 保険給付／371	
① 従前額改定率	371
② 平成6年再評価率の改定	371
③ 紙付乗率	372
④ 障害等級3級	373
⑤ 政令で定める程度の障害の状態（障害手当金の支給要件）	373
⑥ 遺族厚生年金・死亡者の要件（経過措置）	374
⑦ 旧適用法人共済組合の組合員期間を有する者の死亡	374
第5章 厚生年金保険事業の財政・年金額の改定／374	
① 厚生年金特例法による保険給付等に関する特例等	374
第7章 合意分割・3号分割／375	
① 改定割合	375
第9章 不服申立て・時効・罰則等／375	
① 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律	375
第10章 存続厚生年金基金及び存続連合会／376	
① 存続厚生年金基金に適用する改正前厚年法	376
● 索引／384	
● 条文索引／390	

凡例

本書において、法令名等は以下のように表記しています。

法	→ 厚生年金保険法
法附則	→ 厚生年金保険法附則
(60)法附則	→ 昭和60年改正国民年金法・厚生年金保険法附則
(6)法附則	→ 平成6年改正国民年金法・厚生年金保険法附則
(12)法附則	→ 平成12年改正国民年金法・厚生年金保険法附則
(16)法附則	→ 平成16年改正国民年金法・厚生年金保険法附則
(25)法附則	→ 平成25年改正法附則
令	→ 厚生年金保険法施行令
(61)措置令	→ 昭和61年国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
(26)措置令	→ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
則	→ 厚生年金保険法施行規則
国年法	→ 国民年金法
厚生年金特例法	→ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律
遅延加算金法	→ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律
年金時効特例法	→ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律
改正前法	→ 平成25年改正法施行前厚生年金保険法
改正前法附則	→ 平成25年改正法施行前厚生年金保険法附則
(13)統合法	→ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律
旧法	→ 昭和60年改正法施行前厚生年金保険法
社審法	→ 社会保険審査官及び社会保険審査会法
廃止前基金令	→ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令

廃止前基金令附則	→ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令附則
廃止前基金則	→ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令
旧施行令	→ 旧厚生年金保険法施行令
改定率改定政令	→ 国民年金法による改定率の改定等に関する政令
社庶	→ (旧)保険院社会保険局長名通達
社発	→ (旧)社会局長名通達
保発	→ 厚生労働省(旧厚生省)保険局長名通達
職発	→ 厚生労働省職業安定局長名通達
保険発	→ (旧)厚生省医療局保険課長名通達
保文発	→ 民間に對して出す厚生省保険局長名通知
庁文発	→ (旧)社会保険庁運営部年金保険課長名通達
庁保発	→ (旧)社会保険庁医療部長又は保険部長名通達 各都道府県民生主管部(局)保険課(部)長宛て内翰
庁保険発	→ (旧)社会保険庁運営部医療課長名通達
保保発	→ 厚生労働省保険局保険課長名通達
年発	→ 厚生労働省年金局長名通達
年管管発	→ 厚生労働省年金局事業管理課長名通達
厚労告	→ 厚生労働省告示

第1章

総則

① 目的、権限の委任等

- ① 目的
- ② 管掌
- ③ 実施機関
- ④ 権限の委任等
- ⑤ 機構が行う滞納処分に係る認可等
- ⑥ 財務大臣への権限の委任
- ⑦ 地方厚生局長等への権限の委任
- ⑧ 定義

② 適用事業所

- ① 強制適用事業所
- ② 任意適用事業所
- ③ 一括適用事業所
- ④ 適用事業所に関する届出

1

目的、権限の委任等

①

目的 (法1条)

A



厚生年金保険法は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。 [H30-7D]

沿革

厚生年金保険法は、工場の男子労働者を対象として昭和16（1941）年に制定、昭和17（1942）年から施行された労働者年金保険法を、昭和19（1944）年に女子及び一般職員をも対象として、厚生年金保険法に改称するかたちで制定された法律である。

多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度を目指す平成24年2月17日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、被用者年金制度については、公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員及び私学教職員も加入することとし、厚生年金保険制度に統一することとされた（平成27年10月1日施行）。

Check Point!

- 厚生年金保険法の保険給付は、業務上外を問わずに行われる。

② 管掌 (法2条) A



厚生年金保険は、**政府**が、管掌する。 H30-7E

概要

厚生年金保険事業を運営する**保険者**は**政府**である。

③ 実施機関 (法2条の5) A



I 厚生年金保険法における**実施機関**は、次の i から iv に掲げる事務の区分に応じ、当該 i から iv に定める者とする。

i ii から iv までに規定する被保険者以外の厚生年金保険の被保険者（以下「**第1号厚生年金被保険者**」という。）の資格、**第1号厚生年金被保険者**に係る標準報酬（第28条に規定する標準報酬をいう。以下 Iにおいて同じ。）、事業所及び被保険者期間、**第1号厚生年金被保険者であった期間**（以下「**第1号厚生年金被保険者期間**」という。）に基づく厚生年金保険法による保険給付、当該保険給付の受給権者、**第1号厚生年金被保険者**に係る国民年金法第94条の2第1項の規定による基礎年金拠出金の負担、**第1号厚生年金被保険者期間**に係る保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金並びに**第1号厚生年金被保険者**の保険料に係る運用に関する事務

厚生労働大臣

ii **国家公務員共済組合**の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「**第2号厚生年金被保険者**」という。）の資格、**第2号厚生年金被保険者**に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、**第2号厚生年金被保険者であった期間**（以下「**第2号厚生年金被保険者期間**」という。）に基づく厚生年金保険法による保険給付、当該保険給付の受給権者、**第2号厚生年金被保険者**に係る国民年金法第94条の2第2項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第84条の5第1

国家公務員共済組合及び**国家公務員共済組合連合会**

<p>項の規定による拠出金の納付、第2号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金並びに第2号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務</p>	
<p>iii 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第3号厚生年金被保険者」という。）の資格、第3号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第3号厚生年金被保険者であった期間（以下「第3号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく厚生年金保険法による保険給付、当該保険給付の受給権者、第3号厚生年金被保険者に係る国民年金法第94条の2第2項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第84条の5第1項の規定による拠出金の納付、第3号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金並びに第3号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務</p>	<p>地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会</p>
<p>iv 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者（以下「第4号厚生年金被保険者」という。）の資格、第4号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第4号厚生年金被保険者であった期間（以下「第4号厚生年金被保険者期間」という。）に基づく厚生年金保険法による保険給付、当該保険給付の受給権者、第4号厚生年金被保険者に係る国民年金法第94条の2第2項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第84条の5第1項の規定による拠出金の納付、第4号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金並びに第4号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務</p>	<p>日本私立学校振興・共済事業団</p>

II I ii 又はiiiに掲げる事務のうち、第84条の3 [交付金]、第84条の5 [拠出金及び政府の負担]、第84条の6 [拠出金の額]、第84条の

8及び第84条の9【報告等】の規定に係るものについては、**国家公務員共済組合連合会**又は**地方公務員共済組合連合会**が行い、その他
の規定に係るものについては、政令で定めるところにより、I ii又
はiiiに定める者うち政令で定めるものが行う。R2-6A

概要

1. 被保険者の種別及び実施機関

被保険者の種別及び実施機関は、次の通りである。

被保険者の種別	実施機関	
第1号厚生年金被保険者	第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者及び第4号厚生年金被保険者以外の厚生年金保険の被保険者	厚生労働大臣 (日本年金機構)
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者	国家公務員共済組合及び 国家公務員共済組合連合会
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者である厚生年金保険の被保険者	日本私立学校振興・ 共済事業団

2. 実施機関が担当する事務

実施機関は、被保険者の資格の得喪、標準報酬の決定（**合意・3号分割による改定を含む**）、保険給付の決定（裁定）・支払、被保険者期間の管理、保険料徴収、積立金の管理・運用等を行う。

【本書記載内容に関する注意点】

第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者及び第4号厚生年金被保険者に係る手続等に関する規定は、共済各法に定められているが、本書においてはこれを記載しないこととした。したがって、本書における届出の提出先や記載事項等の細則に関する記載は、特に断りがない限り、第1号厚生年金被保険者に係る記載である。

参考（実施機関による届書等の受理、送付等）

一の実施機関は、他の実施機関が行うこととされている厚生年金保険法等の規定による受

給権者の届出等（一部のものを除く。）の受理及び当該届出等に係る事実についての審査に関する事務を行うものとする。 (令4条の2の14,1項、則87条の3,1項他)

- ・一元化後の厚生年金保険法の規定による届出は、一部のものを除き、ワンストップサービスとして日本年金機構（年金事務所）又は各共済組合等の実施機関の窓口での受付が可能となった。

(実施機関相互間の連絡調整)

1.実施機関は、被保険者等の利便の向上に資するため、政令で定めるところにより、他の実施機関の処理する事務の一部を行うものとする。

2.1の場合において、実施機関相互間の連絡及び調整に関し必要な事項は、主務省令で定める。 (法100条の3の2)

(主務大臣等)

第4章の2【積立金の運用】における主務大臣は、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣とする。 (法100条の3の3,1項)

(主務省令)

法第100条の3の3第2項【主務省令】及び施行令第4条の2の14第1項【実施機関が行う事務】に規定する主務省令は、次の(1)から(4)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(4)に定める命令とする。

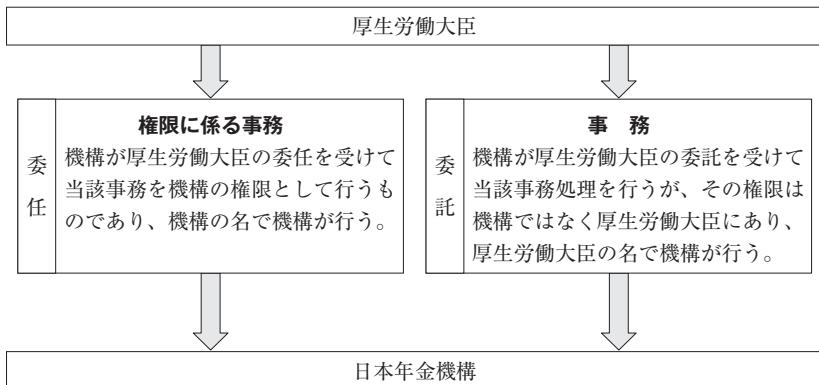
(1)第1号厚生年金被保険者	厚生労働省令
(2)第2号厚生年金被保険者	財務省令
(3)第3号厚生年金被保険者	内閣府令・総務省令・文部科学省令
(4)第4号厚生年金被保険者	文部科学省令

(令4条の2の15)

④ 権限の委任等 B



厚生労働大臣の権限に係る事務の一部は、**日本年金機構**（以下「**機構**」という）に行わせるものとされており、「**機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任**」と「**機構への事務の委託**」がある。



1. 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

厚生労働大臣の権限に係る一定の事務は、機構に行わせるものとする。

例えば、次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務が機構に委任されている。

- ・被保険者の資格の得喪の確認
- ・標準報酬月額の決定・改定
- ・育児休業等期間中及び産前産後休業期間中の保険料免除に係る申出の受理

(法100条の4)

2. 機構への事務の委託

厚生労働大臣は、機構に、一定の事務を行わせるものとする。

例えば、次に掲げる事務が機構に委託されている。

- ・現物給与の価額の決定に係る事務（当該決定を除く）
- ・保険料の徴収に係る事務（一定の事務を除く）
- ・延滞金の徴収に係る事務（一定の事務を除く）

(法100条の10,1項)

⑤ 機構が行う滞納処分に係る認可等

(法100条の6,1項、3項)



I 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、**厚生労働大臣**の**認可**を受けるとともに、**滞納処分等の実施**に関する規程（以下「**滞納処分等実施規程**」という。）に従い、徴収職員に行わせなければならない。**[H24-6C R2-3E]**

II I の「滞納処分等」とは、国税徴収の例によるものとされる国税徴収法の規定による質問・検査・捜索及び国税滞納処分の例による処分をいう。

III 機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を**厚生労働大臣**に報告しなければならない。**[H24-6E]**

参考 (徴収職員の任命)

徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、**厚生労働大臣の認可**を受けて、**機構の理事長**が任命する。

(法100条の6,2項)

(滞納処分等実施規程の認可等)

1. 機構は、**滞納処分等実施規程**を定め、**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない。こ

れを変更しようとするときも、同様とする。 **H24-6A**

2.滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。 **H24-6B** (法100条の7,1項、2項)

⑥ 財務大臣への権限の委任

(法100条の5,1項、2項、5項~7項) **A**



I **厚生労働大臣**は、滞納処分等その他の処分に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその**財産**について隠ぺいしているおそれがあることその他の事情があるため保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、**財務大臣**に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

H24-6D R2-3ウ

II **財務大臣**は、I の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行ったときは、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその結果を**厚生労働大臣**に報告するものとする。

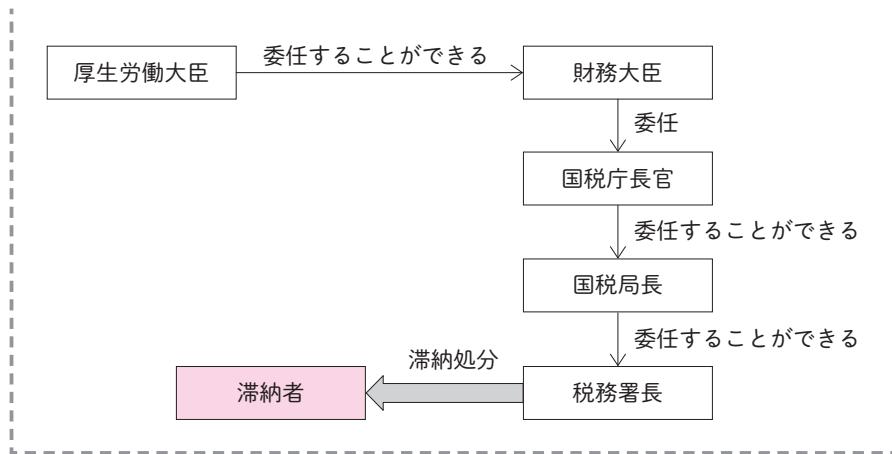
III **財務大臣**は、I の規定により委任された権限及びII の規定による報告の権限を**国税庁長官**に委任する。

IV **国税庁長官**は、III の規定により委任された権限の全部又は一部を**納付義務者**の事業所又は事務所の所在地を管轄する**国税局長**に委任することができる。

V **国税局長**は、IV の規定により委任された権限の全部又は一部を**納付義務者**の事業所又は事務所の所在地を管轄する**税務署長**に委任することができる。

概要

厚生労働大臣は、**財産隠匿**が疑われるような**悪質な滞納者**に対する滞納処分について必要があると認めるときは、機構からの申出に基づき、政令で定めるところにより、保険料の滞納処分の権限の全部又は一部を、財務大臣を通じて国税庁長官に委任することとされている。



・悪質な滞納者

法第100条の5 第1項に規定する政令で定める事情は、次の(1)から(4)のいずれにも該当するものであることとする。 **[H26-2才]**

- (1) 納付義務者が**24ヶ月分以上**の保険料を滞納していること。**[H26-2ア]** **R元-選B**
- (2) 納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について**隠ぺい**しているおそれがあること。**[H26-2イ]**
- (3) 納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の額（納付義務者が、健康保険法の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金（厚生労働省令で定めるものを除く。以下(3)において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額）が**5,000万円以上**であること。**[H26-2ウ]** **R元-選B**
- (4) 滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の納付について**誠実な意思**を有すると認められないこと。**[H26-2イ]**

（令4条の2の16、則99条、則101条）

7 地方厚生局長等への権限の委任

(法100条の9,1項、2項)

重要度
A

I 厚生年金保険法に規定する**厚生労働大臣**の**権限**〔第100条の5第1項及び第2項（⑥「財務大臣への権限の委任」I II）に規定する厚生労働大臣の権限を除く。〕は、厚生労働省令（第28条の4〔訂正請求に対する措置〕に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、**地方厚生局長**に**委任**することができる。

II I の規定により**地方厚生局長**に**委任**された権限は、厚生労働省令（第28条の4〔訂正請求に対する措置〕に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、**地方厚生支局長**に**委任**することができる。

概要

上記Iの規定により、例えば、次の(1)(2)の厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任される。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

(1) 国税徴収の例によるものとされる国税通則法第46条の規定による納付の猶予 (法89条)

(2) 国税徴収の例によるものとされる国税通則法第49条の規定による納付の猶予の取消し (同上)

参考

(機構が行う収納)

1.厚生労働大臣は、会計法第7条第1項の規定にかかわらず、政令で定める場合における保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金、年金たる保険給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの（以下3において「保険料等」という。）の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。**H27-8D**

2.1の収納を行う機構の職員は、収納に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

3.機構は、1.の規定により保険料等の収納をしたときは、遅滞なく、これを日本銀行に送付しなければならない。**H27-8D** (法100条の11,1項～3項)

(保険料等の収納期限)

機構において国の毎会計年度所属の保険料等を収納するのは、翌年度の4月30日限りとする。**H30-7C** (令4条の7)

8 定義(法3条1項1号、2号、2項) A

★★★

- I 厚生年金保険法において、「**保険料納付済期間**」とは、**国民年金法**第5条第1項に規定する保険料納付済期間をいう。
- II 厚生年金保険法において、「**保険料免除期間**」とは、**国民年金法**第5条第2項に規定する保険料免除期間をいう。
- III 厚生年金保険法において、「**配偶者**」、「**夫**」及び「**妻**」には、**婚姻の届出**をしていないが、**事実上婚姻関係**と**同様の事情**にある者を含むものとする。
- ※ 事実婚関係の認定基準及び取扱いは、国民年金法と同様である（「合格テキスト8 国民年金法」資料編第1章⑤参照）。

2021年度版

よくわかる社労士 合格テキスト9 厚生年金保険法

発行日 2021年3月1日

初版発行

編著者 TAC株式会社（社会保険労務士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2021

管理コード 09389P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。